

第3次 石狩市 環境基本計画

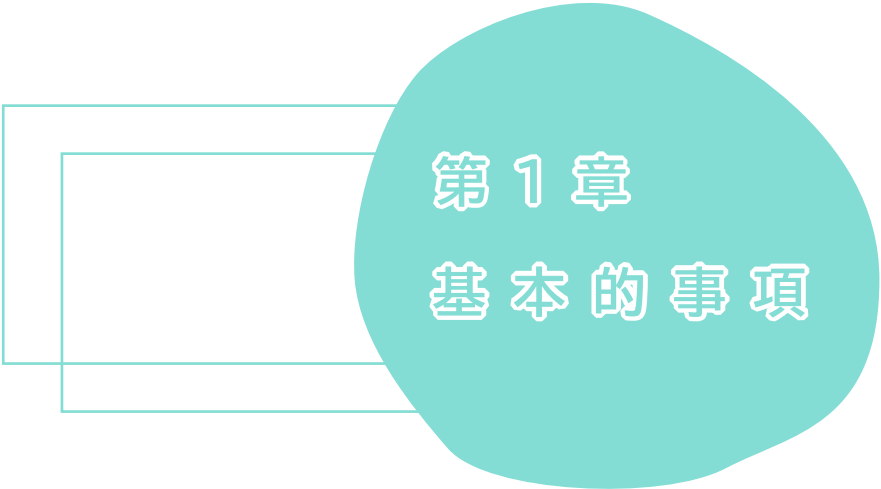
令和3年3月



目次

第 1 章	基 本 的 事 項	1
1	はじめに.....	2
2	計画の目的・位置づけ・計画期間.....	4
3	環境を取り巻く世界・国などの情勢.....	5
第 2 章	石 狩 市 の 概 況	10
1	現状と課題.....	11
2	地域特性.....	16
第 3 章	計 画 の 基 本 理 念	18
1	20 年後の目指すまちの姿	19
2	目指す環境像.....	21
3	目指す環境像を実現するための5つの分野.....	21
4	計画の体系.....	23
第 4 章	5つの分野の現状と課題・施策方針	24
1	【快適環境分野】安心・安全.....	25
2	【自然環境分野】生物多様性.....	29
3	【生活環境分野】資源循環.....	33
4	【地球環境分野】脱炭素.....	37
5	【連携・協働分野】教育・パートナーシップ.....	42

第 5 章	推進体制と進管理	46
1	計画の推進体制	47
2	計画の進管理	47
3	施策の推進に向けた SDGs の視点	47
第 6 章	市民・事業者が取り組む事項	48
1	市民が取り組むこと	49
2	事業者が取り組むこと	52
資料編		54
1	石狩市環境基本条例	56
2	石狩市環境審議会での検討経過	63
3	いしかり eco 未来会議（市民会議）での検討経過	66
4	パブリックコメント開催結果	67
5	市民・事業者アンケート結果	67
6	各種環境基準	79
7	持続可能開発目標（SDGs）のゴールと5つの分野との関係	86



第 1 章 基本的事項

第 1 章 基本的事項

1 はじめに

本市は、平成 23（2011）年に第 2 次石狩市環境基本計画を策定し 10 年が経とうとしており、地球温暖化対策、ごみの減量化、自然環境の保全、環境教育の推進などの環境施策を、市、事業者、そして市民が共に取り組んできました。しかしその間、気候変動は進行し、生物多様性の損失が深刻さを増すとともに、新たに海洋プラスチックごみが世界的な問題となるなど、様々な環境問題が、私たちの暮らしに必要な環境基盤を破壊し、悪影響を及ぼしています。

そのような状況の下、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない社会」を目指すことが掲げられ、環境・経済・社会など幅広い分野に係る 17 のゴールと 169 のターゲットの下、地球規模でのあらゆる課題の解決に向け各国が積極的に取り組んでいます。この 17 のゴールと 169 のターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すという特徴を持っています。これは、「目標及びターゲットは、統合されて不可分なものであり、持続可能な開発の三面側、すなわち経済、社会及び環境の三面側を調和させるものである」としている 2030 アジェンダにも示されています。

また、同年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年以降の温室効果ガスの排出削減等に向けた取り組みを進めるための枠組として「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することなどが設定され、国は令和 12（2030）年までに、平成 25（2013）年比で 26%削減することを掲げ、その目標に向け積極的な環境施策の展開を進めています。

この国際的な状況や目標のもと、国は平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」を策定しました。この計画の中では、「SDGs」や「パリ協定」などの国際的な潮流や、わが国が抱える環境・経済・社会のあらゆる課題を統合的に向上させ、自立・分散型の社会を形成しながら、近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方である「地域循環共生圏」を提唱しています。

国は生物多様性について、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（2012 年 9 月 28 日閣議決定）で、自然の恵みである生態系サービスの需給でつながる地域や人々を一体としてとらえ、その中で連携や交流を含めていき相互に支えあっていくという考え方である「自然共生圏」の考え方により施策を実施しています。

また、廃棄物問題については「第二次循環型社会形成推進基本計画」（2008 年 3 月 25 日閣議決定）で、地域の特性や循環資源の性質に応じて、適切な規模での循環を形成し、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという「地域循環圏」を示し取り組んできました。

「地域循環共生圏」は、これらの個別の思想を包含しながら、高いポテンシャルを持つ地域の自然景観や資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会の課題解決につなげることで、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。

一方、令和元（2019）年から全世界で感染が広まった「新型コロナウイルス感染症」により、国

のあり方や資本主義の考え方が問われ、また人々の暮らし方、働き方の変化など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。経済活動や人々の活動自粛などにより、世界では一時的に温室効果ガスが減少し、大気汚染や水質が改善するなどの環境改善が伝えられています。しかしながら、今、世界では経済活動の縮小による短期的なCO₂排出削減ではなく、コロナ危機からの経済回復に向けた投資を気候変動対策にも貢献し、経済成長と両立しながら大幅なCO₂排出削減を目指す「グリーン・リカバリー」の考え方が世界で重要視されています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症と生物多様性の関連にも注目が集まっており、令和2（2020）年7月に開かれた国連の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」では、新型コロナウイルスなどを含む多くの動物由来感染症が発症している点が指摘され、今後のパンデミック予防のためにも、人と自然・生物多様性の関係性を見直し、よりバランスの取れた共存の必要性が訴えられています。

また、資源循環システムのあり方についての課題も顕在化しています。例えば廃プラスチックについては、中国が平成30（2018）年1月から輸入を禁止したことを皮切りに、東南アジア諸国での廃プラスチック輸入の禁止や厳格化が行われ、国内でのリサイクルの流れに大きな影響を与えました。さらに、社会では急速に発展しているAI、IoTなどICTの活用が広がった結果、コミュニケーションのあり方の変化や物的消費からの転換など、新しいライフスタイルへの適応が求められており、あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）※が加速しています。さらに、地域循環共生圏と密接につながるSociety5.0※の実現も望まれている中で、これらの環境問題を取り巻く状況は、今後も目まぐるしく変化していくと考えられています。

本市では第3次環境基本計画策定に先駆け、令和2（2020）年12月に、脱炭素社会実現に向け令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。これは、非常に野心的なものであり、温室効果ガスを排出し続けることは、私たちにとってどのような悪影響が及ぼされるのかを、市・事業者・市民の3者がともに考え、積極的に行動し、持続可能な地域として未来へ繋ぐための新たな挑戦になります。

このような状況を踏まえながら、第3次石狩市環境基本計画では、20年後に市民が安心して暮らし続けることができ、継続的に事業活動が盛んに行われている持続可能な地域を目指して、本計画の「環境像」を「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」として掲げます。また、この環境像の実現に向け、

- 1【快適環境分野】「安心・安全」
- 2【自然環境分野】「生物多様性」
- 3【生活環境分野】「資源循環」
- 4【地球環境分野】「脱炭素」
- 5【連携・協働分野】「教育・パートナーシップ」

を、目指す姿（長期的な目標）に設定し、持続可能なまちとなるための施策の方向性を示した計画として、第3次石狩市環境基本計画を策定しました。

※ デジタルトランスフォーメーション（DX）：ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念

※ Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

2 計画の目的・位置づけ・計画期間

(1) 計画の目的

環境基本計画は、石狩市環境基本条例第3条に掲げる基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が連携・協力して環境に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

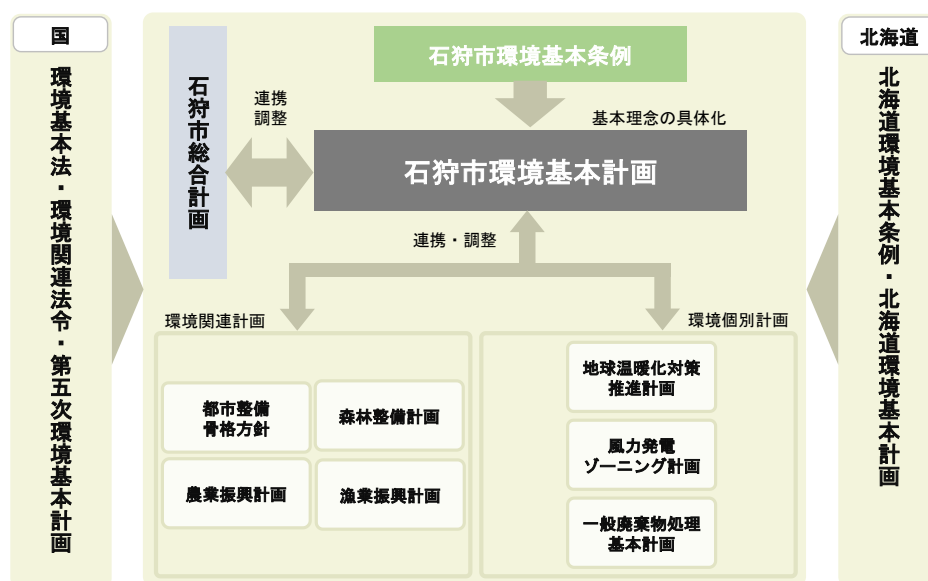
【石狩市環境基本条例（抄）】

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。
- 4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(2) 計画の位置づけ

石狩市環境基本条例に基づき、まちづくりの総合計画である「石狩市総合計画」が目指す目標を、環境面から実現する「環境分野における総合計画」です。本計画は条例に定めるとおり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として、長期的な目標や施策の方向を示すものであることから、具体的な施策や事業については、関連する個別計画で推進を図っていくこととします。



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度～令和22（2040）年度までの20年間とし、令和12（2030）年度を中間目標年度とします。

3 環境を取り巻く世界・国などの情勢

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月、ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が定められ、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。このアジェンダを基に、平成 27 (2015) 年から平成 42 (2030) 年までに、17 のゴールである貧困や飢餓、ジェンダー平等、エネルギー、気候変動など、持続可能な開発のためのゴールを達成するため積極的に取り組んでいます。



出典：国際連合広報センター

(2) SDGs 視点や各主体との関わり

持続可能な社会形成を実現するために必要な概念を整理したものが、右図です。木の枝には、環境・社会・経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹はガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層が環境であり、その上に社会、経済の枝葉があることから、環境が全ての根底にあることがわかり、我々の活動は地球環境が健全でなければ成り立たないことを意味しています。また、それぞれの層に関連する SDGs のゴールを当てはめると、ゴールが相互に関連していることがわかり、行政だけで様々な課題を達成するのは困難であり、事業者や市民全てのパートナーシップでの取り組みが重要となります。

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

(3) 地域循環共生圏

国は平成 30(2018)年 4 月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「パリ協定」など、世界を巻き込む国際的な潮流や関連・複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、総合的に解決するための方向性を示しました。

第五次環境基本計画の中で提唱されている「地域循環共生圏」は、各地域が持つ美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものであり、これらの取り組みを着実に実施するためには、多様な主体の参加によるパートナーシップがより重要となります。



出典：環境省作成

(4) 地球温暖化防止・気候変動対策の取り組み

① パリ協定 平成 27 (2015) 年採択

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択された、気候変動抑制に関する国際的な協定です。これは、京都議定書※に代わる新たな法的枠組で、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加しています。

産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃未満に抑えることを目標にし、日本は温室効果ガス排出量を令和 12 (2030) 年までに、平成 25 (2013) 年比で 26%削減、令和 32 (2050) 年までに実質ゼロを目指し、様々な施策に取り組んでいます。

【各国の削減目標 平成 27 (2015) 年 10 月 1 日現在】

各国の削減目標 国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋			
国名	削減目標		
中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 60-65% 削減 ※2030 年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005 年比	
EU	2030 年までに 40% 削減	1990 年比	
インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 33-35% 削減	2005 年比	
日本	2030 年度までに 26% 削減 ※2005 年度比では 25.4%削減	2013 年度比	
ロシア	2030 年までに 70-75% に抑制	1990 年比	
アメリカ	2025 年までに 26-28% 削減	2005 年比	

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（第 23 回締約国会議レポート）

※ 京都議定書：各先進国に温室効果ガスの排出量削減目標を規定した枠組

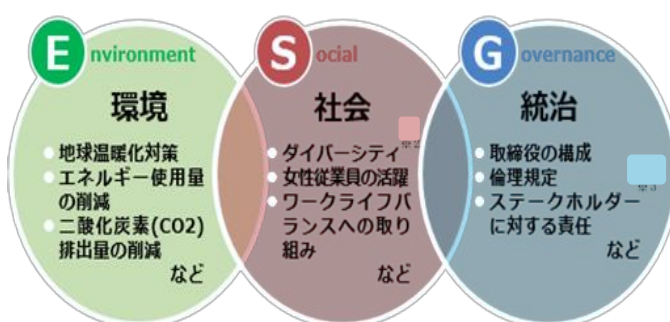
② RE100※

RE100 は、大手企業の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを掲げた国際的なイニシアティブです。平成 26（2014）年に発足し、国際 NP0 である TCG※と国際 NGO※である CDP※がパートナーシップを結び運営しています。加盟企業は、令和 32（2050）年までに事業で使用する全電力を再生可能エネルギーで賄うことが義務付けられています。令和 2（2020）年 9 月現在で、世界各国の 250 を超える企業が加盟しており、日本は 38 の企業が加盟しています。

日本では、平成 29（2017）年から RE100 の地域パートナーである日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）が、日本企業の加盟を支援しています。また、平成 30（2018）年に加盟した環境省は、公的機関として世界で初めてのアンバサダーとなり、再生可能エネルギー導入に関する情報発信や取り組みを積極的に行っています。

③ ESG※投資

ESG 投資は、機関投資家の意思決定プロセスに、環境、社会、企業統治に係る ESG 課題を受託者責任の範囲内で反映させるべきとしたものであり、平成 18（2006）年に国連で提唱された世界共通の基本的な考え方です。これは、企業が持続可能な社会の構築に向けて貢献できているかに着目し、投資先を選別する投資手法です。



出典：TRANE（企業の温暖化防止活動促進への影響力が期待される ESG 投資について）

日本においても、平成 27（2015）年に年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、投資に ESG の視点を組み入れることなどを掲げた国連責任投資原則（PRI）へ署名したことを受けて、ESG 投資が広がっています。

④ 気候変動適応計画 平成 30（2018）年策定

気候変動適応法※に基づき策定され、気候変動による被害を回避し、最小限に食い止めることで、国民の生活や社会の発展、自然環境の保全など、持続可能な社会を築くことを目的としたものであり、地球温暖化などの気候変動や、それにより生じる災害など、様々な影響に適応するための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

⑤ 北海道気候変動適応計画 令和 2（2020）年策定

気候変動における国内外の動きを踏まえ、北海道の地域特性や社会情勢の変化に応じた施策を、気候変動適応法に基づき総合的かつ計画的に推進するための地域気候変動適応計画です。

※ RE100：Renewable Energy 100%（再生可能エネルギー100%）の略

※ TCG：The Climate Group（気候団体）の略で、持続可能な社会のために気候変動などに取り組む団体

※ NGO：Non-Governmental Organization の略で、世界の社会問題の解決に取り組む、利益を目的としない市民団体

※ CDP：気候変動などの環境分野に当たる「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」を前身とする団体

※ ESG：Environment（環境）、社会（Social）、統治（Governance）の3分野の総称

※ 気候変動適応法：気候変動による影響が生活や社会などに及ぼされることを考え、気候変動適応を推進し、国民の生活を守っていくことを目的とした法律

道民や企業が、地域において持続可能な活動ができるよう、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取り組みと、気候変動により想定される災害など多方面へ及ぼす影響への「適応」の取り組みを軸としています。

（５）生物多様性保全の取り組み

① 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）→ポスト 2020 生物多様性枠組 平成 22（2010）年採択

愛知県で開催された、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、生物多様性を推進するための世界目標として採択され、令和 32（2050）年までの長期目標である「自然と共生する世界」の実現に向けて、到達すべき具体的なゴールを示しているほか、令和 2（2020）年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことをミッションとしています。さらに、それらの実現へ向けた効果的かつ具体的な 20 の個別目標から構成されています。

最終評価年となった令和 2（2020）年には、今後開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15[※]）で決議する「ポスト2020生物多様性枠組[※]」の議長提案が示されました。これには、前回の計画に加えて生物多様性の危機に対処するために社会や経済のセクターを超えて主流化する必要があることを反映した内容となっています。令和12（2030）年までの短期目標には「地球と人類の利益のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるために必要な緊急の行動を社会全体でとること」をミッションとし、ゴールまでの 8 つのマイルストーン（中間目的）を設定するなど、令和12（2030）年及び令和32（2050）年の目標達成に向けて進んでいます。

② 生物多様性国家戦略 2012-2020→2021 次期生物多様性国家戦略 平成 24（2012）年策定

生物多様性の保全や持続可能な利用について政府が定める基本的な計画で、生物多様性条約と生物多様性基本法に基づき策定されました。これは、愛知目標の達成に向けたロードマップであるとともに、平成 23（2011）年の東日本大震災を踏まえた、生物多様性社会の構築への指針となる戦略で、5 年間の行動計画として、約 700 の具体的施策の方向性と 50 の数値目標が設定されています。

令和 2（2020）年に計画の終了年次を迎えたため、環境省では次期生物多様性国家戦略の策定を、令和 3（2021）年以降に予定しています。令和 12（2030）年へ向け、「自然と共生する世界」の実現のための施策や指標を示すこととなる見込みです。検討においては、今後決定する「ポスト 2020 生物多様性枠組」を踏まえたうえで、地球規模の生物多様性の状況[※]や、社会や生物多様性に係る様々な評価[※]、さらに「生物多様性国家戦略 2012-2020」の最終評価を考慮し進められています。

※ COP15：令和 2（2020）年に中国で開催予定だったが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大で令和 3（2021）年に開催延期となった

※ ポスト 2020 生物多様性枠組：COP15 で名称が決定されるまでの代用語を「2020 年以降の世界的な生物多様性の枠組：Post-2020 Global Biodiversity Framework (GBF)」としている

※ 地球規模の生物多様性の状況：生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の各種報告書や地球規模生物多様性概況第 5 版などの地球規模の生物多様性の状況

※ 社会や生物多様性に係る様々な評価：生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2020（JB03）、環境研究総合推進費 S15「社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価（PANCES）」など

(6) 循環資源の取り組み

① G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組

平成 30（2018）年、G20 大阪サミットにおいて新たに合意された、海洋プラスチックごみに対する自主的かつ具体的な対策の実施を促進するための実効的な枠組です。平成 28（2016）年に採択された G20 海洋ごみ行動計画に沿って決められました。

適正な廃棄物管理や海洋ごみの回収に関すること、実施する対策の情報共有と更新、海洋ごみの影響を測定するための科学的基盤の強化の実施内容が記されています。

② プラスチック資源循環戦略 令和元（2019）年策定

平成 29（2017）年策定の第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、プラスチックに関連する資源及び環境における課題を解決することを目的とした、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。基本原則を「3 R※+Renewable（持続可能な資源）」として、再生可能資源の使用促進、使用済み資源の徹底回収や循環利用を掲げています。重点戦略では、プラスチック資源循環や海洋プラスチック対策だけでなく、日本の技術及びノウハウなどを国際展開し、地球規模の環境問題対策へ貢献することや、取り組みを横断的に実施していくための基盤整備に取り組むなど、実効的な戦略が示されています。

③ 食品ロスの削減の推進に関する法律 令和元（2019）年策定

SDGs の掲げるゴール 12「持続可能な消費と生産」では、持続可能な消費及び生産の推進を目指すため、ターゲット 12.3 において、令和 12（2030）年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産過程や供給連鎖での食料の損失を減少させることを目標として設定しています。そのような状況の下、令和元（2019）年に、「食品ロス削減の推進に関する法律」が策定され、国や地方公共団体等が果たさなければならない責任を明確にし、基本方針及び食品ロス削減に係る施策の基本事項を定めています。

(7) パートナリーシップの推進

① ESD for 2030※ 令和元（2019）年採択

令和元（2019）年に国連総会で採択された、SDGs 達成に向けた持続可能な開発のための持続可能な社会づくりの担い手を育む教育に関する新たな国際的枠組みです。SDGs の達成年度である令和 12（2030）年を目前に、ESD※の推進も必要であることから決定されました。同年のユネスコ総会でも採択されたため、ユネスコが取り組みの主導的役割を担い、国際社会に対し、すべての教育段階において質の高い教育を提供するよう求めています。

※ 3 R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の略

※ ESD for 2030：別称「持続可能な開発のための教育：SDGs 達成に向けて」

※ ESD：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。現代社会の課題を自分ごととして捉え、身近なところから課題解決の礎となる考えや行動をしていくことによって、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。環境、経済、社会、文化の各側面からの取り組みで、人格の発達や、つながりを尊重できる人間性を育むことを基調にしている